

## 平成29年第3回福岡県教育委員会会議（定例会）会議録

### 1 開催日時

平成29年2月23日（木）14時00分から14時47分まで

### 2 場所

福岡県庁4階 教育委員会会議室

### 3 出席委員

奥田竜子、清家渉、久保田誠二、宮本美代子、前田恵理、城戸秀明（教育長）

### 4 欠席委員

なし

### 5 出席事務局職員

教育次長 西牟田龍治、総務部長 辰田一郎、教育企画部長 吉田法稔、  
教育振興部長 原田靖、総務課長 木原茂、財務課長 山口洋志、  
社会教育課長 谷本理佐、教職員課長 上田哲子、高校教育課長 中島良博、  
人権・同和教育課長 高田裕康

### 6 傍聴者等数

1名

### 7 会議

14時00分、奥田委員長が開会を宣言し、本日の議題について非公开发議の有無の確認を行った。

非公開の発議なく全て公開と決定された。

#### （1）報告

- ・教育費予算に対する意見の申出について（平成29年度当初予算）

山口財務課長から、平成29年2月定例県議会に提案される平成29年度一般会計当初予算のうち、教育に関する事務に係る部分の2月定例県議会提案について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理をしたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、奥田委員長から、意見の有無を問い、全員異議な

く承認された。

・ 条例の提案に対する意見の申出について

谷本社会教育課長から、平成29年2月定例県議会に提案する7つの条例案について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものである旨の説明があった。

まず、谷本社会教育課長から、「福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について説明があった。

本条例案は、経済社会情勢の変化に伴い、所期の目的を達した福岡県立ふれあいの家北九州を廃止するものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、清家委員から、当施設の跡地はどのように利用される見通しであるのかとの質問があった。

これに対して、谷本社会教育課長から、解体後に更地にして土地の所有者である北九州市に返還することとなるが、どのように利用するかについて、まだ見通しは立っていないようである旨の説明があった。

次いで、宮本委員から、北九州市に地代を払っているのかとの質問があった。

これに対して、谷本社会教育課長から、無償である旨の説明があった。

次いで、奥田委員長から、毎年定期的に利用している団体等が困らないように早めに知らせるようにしてほしいとの意見があった。

奥田委員長から、他の意見の有無を問い、これについては承認された。

引き続き、高田人権・同和教育課長から、「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」について説明があった。

本条例案は、福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例の制定に伴い、法令に定めのあるもののほか、「害」の字をひらがな表記するよう努めることとなったことに伴い、本条例案の附則において、教育委員会所管分の福岡県公立学校職員の給与に関する条例、福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程就学奨励金貸与条例、福岡県地域改善対策奨学資金の返還債務の免除に関する条例の3つの条例について、「障害」の表記を「障がい」に、「障害者」の表記を「障がい者」に改めるものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、清家委員から、「害」の字のみが差別に当たるとのことなのかとの質問があった。

これに対して、高田人権・同和教育課長から、「害」の字には邪魔になる

ものとの意味があり、誤解や偏見を招かないよう表記を改めるものであり、先行して表記を改めた多くの自治体においても「害」の字のみをひらがな表記に改めている旨の説明があった。

奥田委員長から、他の意見の有無を問い、これについては承認された。

引き続き、上田教職員課長から、「福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び「福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について説明があった。

これらの条例案は、福岡県人事委員会の議会及び知事に対する職員の給与に関する報告及び勧告に鑑み、医療職給料表の見直し等を行うほか、所要の規定の整備を行うものであり、医療職の勤務実態を踏まえ、職員の給料が職務と職責に応じて、より一層適切に決定されるよう、学校栄養職員に適用される給料表を見直すものであること、また、薬剤師に適用される給料表の見直し等を行う旨の説明があった。

次いで審議が行われ、宮本委員から、行政職給料表は医療職給料表より給料月額が若干低い、関係職員への周知は早めに行っているのかとの質問があった。

これに対して、上田教職員課長から、職員団体とも協議し、情報提供を行っている旨の説明があった。

奥田委員長から他の意見の有無を問い、これらについては承認された。

引き続き、上田教職員課長から、「福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例」について説明があった。

本条例案は、県立学校及び市町村立学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に加え、市町村立学校職員給与負担法の一部改正により都道府県の条例で定数を定めることとされている市町村立学校の職員から指定都市の職員が除かれたこと、及び、義務教育学校の設置に伴い職員の定数を改めるものであり、平成29年度の職員定数は、県立中学校、高等学校及び中等教育学校では、中学校及び中等教育学校の学級数は増加したものの、高等学校の学級数減少等により、現行定数比55人減の6,255人、県立特別支援学校では、児童生徒数の増に伴う学級数の増加等により、現行定数比58人増の1,867人、市町村立小・中・義務教育学校では、指定都市の職員が除かれたことや、児童生徒数の増減及び学級数の増減等により、現行定数比10,779人減の15,614人、市町村立特別支援学校では、指定都市の職員が除かれたことや学級数の増減等により、現行定数比1,431人減の200人となっている旨の説明があった。

次いで審議が行われ、久保田委員から、高等学校において60人の減員となっているが、例年この程度であるのかとの質問があった。

これに対して、上田教職員課長から、生徒数の減少によるものであり、ここ数年は、毎年度この程度の減員となっている旨の説明があった。

次いで、宮本委員から、正規職員の割合について質問があった。

これに対して、上田教職員課長から、小・中学校では約87%、高等学校では約90%である旨の説明があった。

奥田委員長から他の意見の有無を問い、これについては承認された。

引き続き、上田教職員課長から、「福岡県職員の育児休業等に関する条例及び福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」及び「福岡県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例」について説明があった。

これらの条例案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するほか、所要の規定の整備を行うものであること、また、国において配偶者同行休業制度が見直されたことに鑑み、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる場合を定めるほか、所要の規定の整備を行うものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、奥田委員長から、養育里親としての職員に委託されている子を育児休業等の対象とすることは、里親制度を広げるために、県教育委員会としても大切なことではないかと思うとの意見があった。

奥田委員長から、他の意見の有無を問い、これらについては承認された。

## (2) 議事

- ・ 第5号議案 へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について

上田教職員課長から、平成28年12月定例県議会において福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が制定され、指定都市が設置する義務教育諸学校の教職員に係る給与等については、指定都市が負担することとなったことに伴い、所要の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、久保田委員から、へき地等学校に指定されていた指定都市が設置する学校の今後の取扱いについて質問があった。

これに対して、上田教職員課長から、今後はそれぞれの指定都市において指定されることになると思われるとの説明があった。

次いで、宮本委員より、へき地等学校の指定方法について質問があった。

これに対して、上田教職員課長から、点数に応じて、へき地学校、準へき地学校及び特別の地域に所在する学校等を指定する旨の説明があった。

次いで、前田委員より、級地区分について質問があった。

これに対して、上田教職員課長から、点数に応じて級が分かれており、数が大きいほど、へき地の度合いが高いものである旨の説明があった。

奥田委員長から、他の意見の有無を問い、第5号議案は原案どおり可決された。

・第6号議案 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について

上田教職員課長から、教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行により、教職経験に応じて免許状取得必要単位数が軽減されることに伴い、免許状取得必要単位数の軽減後の具体的な単位の修得方法について、必要な規定の整備を行うものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、清家委員から、教育職員免許状は、心身の故障により欠格となることはないようだが、免許取得に際して、面接等は行われぬのかとの質問があった。

これに対して、上田教職員課長から、心身の故障による欠格事由は定められていないこと、また、免許取得に際しては、免許が取得できる大学において、必要単位数を取得し、教育実習等所定のものを行えば、都道府県教育委員会に申請して取得できることとなっている旨の説明があった。

次いで、宮本委員から、小学校教諭普通免許状の所持者が中学校教諭二種免許状を取得する場合の、大学在学中の修得単位との関わりについて質問があった。

これに対して、上田教職員課長から、大学在学中の修得単位とは関わりなく、必要な科目の単位を修得すれば免許状を取得できる旨の説明があった。

次いで、清家委員から、免許状は一度失効しても再度取得できるものなのかとの質問があった。

これに対して、上田教職員課長から、例えば懲戒処分を受けて失効した場合、失効から3年経過後に、再申請することにより取得することができる旨の説明があった。

次いで、前田委員から、免許状取得必要単位数の軽減後の具体的な単位の修得方法は都道府県で定めることとされたとのことだが、各都道府県で違いがあるのかとの質問があった。

これに対して、上田教職員課長から、国からモデルが示されており、ま

た、単位の組み合わせも限られていることから、どの都道府県も同じような仕組みになっている旨の説明があった。

奥田委員長から、他の意見の有無を問い、第6号議案は原案どおり可決された。

奥田委員長が閉会を宣言し、14時47分閉会した。